

平成 28 年度研究会募集について

【研究会規定】

1. 応募資格

研究会運営代表者および運営委員(5 名以上)は、県士会会員で、応募する日時において当該年度の会費を納入済みであることとします。

2. 応募テーマについて

『ハンドセラピー』、『訪問リハビリ』、『福祉用具研究会』、『認知症』など、沖縄県民対して、作業療法士が必要とされるテーマを上げ、ご応募下さい。

3. 応募手続き

研究会を設立し、研究会活動を実施する会員は、所定の書類を県士会学術部へ提出して下さい。

4. 応募書類（別紙参照）

① 研究会設立申請書(様式 1)、②研究会活動計画書(様式 2)

5. 応募期限

平成 29 年 5 月 31 日(水)必着

※ 必ず提出書類を確認し、下記のアドレスへ応募して下さい。

6. 応募先および問い合わせ先

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1

沖縄県総合福祉センター内 小規模団体室

(一社)沖縄県作業療法士会 学術部 仲地宗幸

Mail : ot_okinawa@yahoo.co.jp

TEL : 098-988-3711 FAX : 098-988-3712

7. 審査と承認

県士会運営会議および理事会が応募書類に基づき審査を行い、研究会活動を承認します。

8. 審査項目

①作業療法の発展と学術的活動であることが明確な研究課題と目的が示されていること。

②研究会の具体的実施計画が立案されていること。

③研究会運営委員が県士会会員(県士会費納入済みの方)であること。などが審査内容となります。

9. 研究会への活動支援内容

平成 28 年度まで支給されていた支援金は廃止になります。尚、県士会の FAX サービスに関しては引き続きご利用いただけます。

10. 承認された研究会の責務 ※下記の①～②を実施して下さい。

①学術誌『沖縄県作業療法研究』活動結果を投稿する。

②研究会主催で研修会を開催する。

11. 研究会活動支援期間

活動支援期間は H29 年 4 月 1 日～H30 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

12. 研究会支援の中止

県士会が研究会活動を承認し、支援する期間において、研究会の責務が果たされていないとき、あるいは研究会から申請があった場合、活動支援期間内であっても支援を中止することがあります。

13. 活動結果の帰属

研究会活動によって得られた情報や結果は、将来にわたって県士会に帰属するものとします。

研究会活動計画書

研究会名： 研究会

代表者名：

1) 勉強会および研修会予定：

日 時	時 間	テ ー マ	会 場

2) その他： ※研究テーマなどがありましたら、ご記入下さい。